

平成30年9月20日

大阪府知事 松井 一郎 殿

自由民主党・無所属大阪府議会議員団

幹 事 長 花谷 充愉

政務調査会長 杉本 太平

## 平成30年台風21号による暴風災害に関する我が会派の提言

平成30年9月4日に大阪府を襲った台風21号は大阪府全域に甚大なる被害をもたらしております。

まず、災害対策本部の設置について提言します。6月の大阪北部地震において、災害から6日目にまとめられた資料では、死者5人、負傷者347人の状況で災害対策本部が設置されております。しかし今回の台風では、現在、死者8人、負傷者485人という状況になっているにもかかわらず設置されませんでした。それぞれの災害で生じた被害状況からみても、設置されなかった理由が判然としません。

もし知事が、早期に災害対策本部を立ち上げ、先頭に立ち、陣頭指揮をとっておられたならば、府民にもっと安心感があつた筈です。府民目線に立った対応とはいえなかったのではないかと考えます。

次に、9月4日の台風上陸時です。知事は午前11時頃に登庁され、午後6時半頃には退庁されています。この時、関西空港には行き場を失った乗客らが8千人も取り残され、空調も効かないような劣悪な環境で一晩を過ごしたのです。一定の報告を受け指示は出されていたのかもしれませんが、孤立する前に関空への移動を制限する、あるいは、孤立後でも国や関係機関に協力を強く要請していれば、もっと違った結果もあつたのではないかと考えます。

今回知事は、関空の早期復旧をいち早く首相官邸に訴えられました。大阪・関西の経済を大きく牽引しているインバウンドは確かに大事です。しかしながら、まずは、府民の皆さんに迅速に災害情報を提供し、少しでも生活不安を取り除くことが優先されるべきです。

しかし、知事は、被害の全容把握や対策が十分とはいえない中、9月7日、8日と自ら代表を務める政党の推薦状を携え沖縄へ、また、9日には万博誘致のため欧州へと向かわれました。

欧州に出向き災害に強い大阪をアピールするとのことでしたが、被害の全容も十分把握されているとは言い難い中で、どのようなアピールをされてきたのか、欧州各国の皆さん方に、説得力ある説明ができたのか。逆に心配をおかけしたのではないかと、危惧しております。

府政の重要課題である万博誘致は大事です。しかし本来、最優先されるべき府民の生活が置き去りにされているのではないかと、いわざるを得ません。

ひとつには、今回の台風による災害は事前予測が可能であると考えていたのかもしれませんが、実際には、高潮による関空施設の浸水やタンカーの衝突による関空連絡橋の破損、大規模な停電の発生など、まさに想定外の事態が多発したのではないのでしょうか。

本年、立て続けに起きている災害から、大阪のまちが早期に立ち直り、府民の不安をいち早く取り除くためにも、知事は早期に復旧・復興推進本部を設置し、その本部長となって、全力で取組んでいただきたいと思います。

最後に、このような災害から、いち早く大阪のまちが復旧・復興を遂げる。これこそが、本当の災害に強い大阪なのではないのでしょうか。

つきましては、次の事項について、実現に最大限のご努力をいただきますよう、ここに提言いたします。

## I 復旧・復興推進本部の設置等に関する事項

- 大阪のまちを早期に立ち直らせ、府民の不安をいち早く取り除くためにも、速やかに復旧・復興推進本部を設置し、知事がその本部長となって、全力で取り組むこと。
- 迅速な復旧・復興を進めるため、激甚災害として指定されるよう国に働きかけること。
- 災害対策本部の設置基準について、見直しを行うこと。

## II 情報提供等に関する事項

- 的確な住民への情報提供に役立つ、気象庁と首長とのホットラインを設置すること。
- 的確な復旧対策に役立つ、関西電力や大阪ガスなど、ライフライン機関と大阪府とのホットラインを設置すること。
- 広域停電における情報収集・発信の一元化を図ること。
- 府と市町村の連携による情報の一元化を図ること。
- 災害時の安全のしおり等を紙媒体で作成・配布すること。
- 避難所案内板の設置支援を行うこと。

## III 生活の安全・安心等に関する事項

- 停電に備えた、市町村避難所などの自家発電力供給への支援策の確立すること。
- 災害に便乗した、改修や点検など悪徳商法被害対策を強化すること。
- 安全で利用しやすい避難施設への支援を行うこと。
- 被災した住宅等への必要な支援を行うこと。
- 支援のない一部損壊世帯に対しても支援を行うこと。
- 希望する全ての被災者に府営住宅の一時入居が認められるよう、府営住宅を確保すること。
- 信号機の復旧・正常化、倒木等の撤去を速やかに行うこと。
- 停電からの早期復旧と安全供給の確保に対する支援を行うこと。

○災害時の(よろず)相談窓口設置を支援すること。

#### **IV 産業支援等に関する事項**

○被災した中小企業に対し必要な支援を行うこと。

○ビニールハウスなどの農業被害復旧の支援をすること。(補助制度)

○災害復旧のための建築確認の特例を認めること。

#### **V 防災・減災等に関する事項**

○災害に強い公共交通システムを構築すること。

○府内全域での停電を教訓に、電柱の地中化を推進すること。

○防災協定に基づく燃料の優先供給等、石油組合の協力に対し、府としても格別の配慮を検討すること。

#### **VI 災害対策体制等に関する事項**

○大規模災害発生時には、必ず災害対策本部を設置し、昼夜を問わず指揮をとること。また、知事及び担当職員は庁舎近くに居住するなどの対応をとること。

○府職員に対する災害訓練を行い、職員の役割が明確になるようルールづくりを進めると。